

社外秘

禁複写

禁持出

マイカー通勤規程

株式会社 クリーンアップ



マイカー通勤規程

(目 的)

第一条 本規程は、就業規則第八十三条に基づき従業員が通勤のために使用する車輛の管理に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第二条 この規程でいう従業員とは、就業規則第三条の従業員をいう。

(車 輦)

第三条 この規程でいう車輛とは、従業員所有のものであって、道路交通法に基づき運転免許を要する全ての車輛をいう。

(承 認)

第四条 マイカー通勤者は、マイカー通勤許可書(社内様式22)を所属長に提出し、会社の承認を得た後でなければ、当該車輛を通勤に使用してはならない。承認の条件については第十一条に定める。

- ② 許可申請書の記載事項に変更が生じたときは速やかに所属長に届出をし、第一項と同様とする。

(禁 止)

第五条 マイカー通勤者は、業務のために自己の車輛を使用してはならない。

(義 務)

第六条 マイカー通勤者は、道路交通安全に関する法令にしたがって運転を行うとともに、次の各号に該当する場合は、自己の車輛の運転をしてはならない。

- 一. 酒を飲んだとき
- 二. 免許証を携帯していないとき
- 三. 疾病・過労などで心身が疲労しているとき
- 四. その他道交法等の諸法令が禁止している事項に該当するとき

(駐車場の使用)

第七条 マイカー通勤者は、自己の車輛を会社の指定した駐車場に正しく駐車しなければ

ならない。

(報 告)

第八条 マイカー通勤者は運転中に事故を起こした場合、被害者の救護、警察への届出、保健会社への連絡について、速やかに事故の内容を会社に報告しなければならない。

(事故の補償)

第九条 マイカー通勤者の通勤途上の事故及び私用のための外出中の事故に関して、会社は一切その責任を負わない。

(会社の求償権)

第十条 マイカー通勤者が、この規定に反して事故を起こし、その事故によって会社が損害を受けたときは、会社は本人に対し会社の受けた損害について賠償を請求する。

(保険加入義務)

第十一条 マイカー通勤者は、事故を起こしたときに十分に補償できる金額の任意保険に自己の責任において加入していなければならない。

(その他)

第十二条 本規程に定めのない事項については別途協議決定の上、関係者に連絡する。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。